

仙台高等専門学校以外の教育施設等における 学修等の単位認定に関する細則

平成22年6月16日 制定
最終改正 令和7年3月5日

(目的)

第1条 この細則は、仙台高等専門学校学則（以下「学則」という。）第14条及び第15条の規定に基づき、他の高等専門学校及び本校以外の教育施設における学修その他文部科学大臣が定める学修（以下「他の教育施設における学修」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 他の教育施設における学修とは、次の各号に掲げる学修をいう。

- (1) 他の高等専門学校における学修
- (2) 他の高等専門学校の専攻科における学修
- (3) 大学又は短期大学の専攻科における学修
- (4) 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
- (5) 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成12年文部省令第25号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和42年文部省告示第237号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修で、高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
- (6) 次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査における成果に係る学修で、高等専門学校において、高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - イ 審査を行なうものが国又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定による法人その他の団体であること。
 - ロ 審査の内容が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第115条に規定する高等専門学校の目的に照らし適切なものであること。
 - ハ 審査が全国的な規模において、毎年1回以上行われるものであること。
 - ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること。
- (7) 外国の高等学校又は大学に留学する場合若しくは外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合の学修

(学修手続)

第3条 学生は、前条第1号から第4号まで及び第7号に規定する他の教育施設における学修を行おうとするときは、様式第1号により、その学修の許可及び内容を証明する書類を添えて、校長に願い出て許可を受けるものとする。ただし、本校が締結する単位互換協定による学修についてはこの限りではない。

2 前項の他の教育施設における学修の許可の可否は、準学士課程学生にあっては教務企画室、専攻科学生にあっては専攻科企画室（以下「教務企画室等」という。）がコース又は専攻の意見を聴いて、校長が行い、様式第2号により通知する。

(単位認定申請)

第4条 学生は、単位の認定を受けようとするときには、様式第3号により、3月上旬までに成績証明書等の単位の修得を証明できる書類、又はその写しを添えて、校長に申請するものとする。

ただし、卒業に該当する学生については2月中旬までに申請するものとする。

(認定単位数の範囲)

第5条 第2条第1号から第7号までにおける学修において認定できる単位数は、学則第14条第1項の規定により認定する単位と合わせて60単位を超えないものとする。

2 前項の規定により単位を認定する場合、一般科目の総合科目A及び特別学修A並びに専門科目の総合科目B及び特別学修Bは、合わせて上限15単位とする。ただし、その内、特別学修A及び特別学修Bは、合わせて上限8単位とする。

(単位の認定)

第6条 他の教育施設における修得した単位のうち適当と認められるものは、次の各号により、これを本校において修得したものとみなして単位を認定する。

- (1) 認定授業科目名及び単位数は、本校において開設する授業科目名及び単位数又は大学等の学修において修得した授業科目名及び単位数とする。
- (2) 単位の認定は、教務企画室等がコース又は専攻の意見を聴いて、大学等の学修の成績報告及び授業内容等を基に評価し、校長が行う。
- (3) 第2条第5号及び第6号の規定において学修した単位の認定は別表のとおりとする。
- (4) 第2条第5号及び第6号に規定する学修における単位の認定は、同一の試験で複数の級等に合格した場合は、当該上位の単位数のみを修得単位数として認定する。

2 単位を認定したときには、様式第4号により通知する。

(準用規定)

第7条 専攻科学生については、第2条第2号から第4号及び第7号、第3条から第5条第1項、第6条第1項第1号から第2号まで及び第2項の規定を準用する。この場合において、第2条第7号中「外国の高等学校又は大学」とあるのは、「外国の大学」と、第3条第2項中「コース」とあるのは、「専攻」と、第4条中「卒業」とあるのは、「修了」と、第5条第1項中「60単位」とあるのは「8単位」と、第6条第1項第2号中「コース」とあるのは、「専攻」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則 (省略)

この細則は、平成24年6月13日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年12月11日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年8月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年2月12日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年12月9日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 機械システム工学科、電気システム工学科、マテリアル環境工学科、建築デザイン学科、知能エレクトロニクス工学科、情報システム工学科及び情報ネットワーク工学科が存続する間、当該学科に所属する学生については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成30年8月8日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年3月3日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年12月2日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年2月10日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年8月4日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和5年2月8日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 ロボティクスコース、マテリアル環境コース、機械・エネルギーコースが存続する間、当該コースに所属する学生については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

特別学修A（全コース共通）

単位数	対 象 学 年	資 格 等 名
4	1・2・3・4・5	実用数学技能検定 1 級
2	1・2・3・4・5	〃 準1 級
1	1・2・3	〃 2 級
4	1・2・3・4・5	TOE I C（Ⅲ：600点以上）
2	1・2・3・4・5	〃 （Ⅱ：470～599点）
1	1・2・3・4・5	〃 （Ⅰ：400～469点）
6	1・2・3・4・5	実用英語技能検定 1 級
4	1・2・3・4・5	〃 準1 級
2	1・2・3・4・5	〃 2 級
1	1・2・3	〃 準2 級
6	1・2・3・4・5	技術英語能力検定 プロフェッショナル
4	1・2・3・4・5	〃 準プロフェッショナル
3	1・2・3・4・5	〃 1 級
2	1・2・3・4・5	〃 2 級
1	1・2・3	〃 3 級
3	1・2・3・4・5	日本漢字能力検定 1 級
2	1・2・3・4・5	〃 準1 級
1	1・2・3・4・5	〃 2 級
3	1・2・3・4・5	秘書技能検定試験 準1 級以上
1	1・2・3・4・5	〃 2 級
2	1・2・3・4・5	日本語能力試験 N 1（留学生対象）
1	1・2・3	日本語能力試験 N 2（留学生対象）

特別学修B

イ 情報システムコース、情報通信コース、知能エレクトロニクスコース、応用科学コース
(左記3コースから転コースした者)

単位数	対 象 学 年	試 験 等 名
4	1・2・3・4・5	高度試験
4	1・2・3・4・5	情報処理安全確保支援士試験
4	1・2・3・4・5	応用情報技術者試験
2	1・2・3・4・5	情報セキュリティマネジメント試験
2	1・2・3・4・5	基本情報技術者試験
1	1・2・3	I Tパスポート試験
4	1・2・3・4・5	電気主任技術者試験 第二種以上
2	1・2・3・4・5	〃 第三種
2	1・2・3・4・5	第一種電気工事士試験実技試験
1	1・2・3・4・5	第一種電気工事士試験筆記試験
2	1・2・3・4・5	第二種電気工事士試験実技試験
1	1・2・3・4・5	第二種電気工事士試験筆記試験
4	1・2・3・4・5	総合無線通信士試験 一級
2	1・2・3・4・5	〃 二級
1	1・2・3・4・5	〃 三級
3	1・2・3・4・5	海上無線通信士試験 一級
2	1・2・3・4・5	〃 二級
1	1・2・3・4・5	〃 三級
1	1・2・3・4・5	航空無線通信士試験
4	1・2・3・4・5	陸上無線技術士試験 一級
2	1・2・3・4・5	〃 二級
1	1・2・3・4・5	陸上特殊無線技士試験 一級
4	1・2・3・4・5	電気通信主任技術者試験（伝送交換主任技術者）
4	1・2・3・4・5	〃 （線路主任技術者）
4	1・2・3・4・5	工事担任者試験（総合通信）
3	1・2・3・4・5	〃 （第一級アナログ通信）
3	1・2・3・4・5	〃 （第一級デジタル通信）
1	1・2・3・4・5	〃 （第二級アナログ通信）
1	1・2・3・4・5	〃 （第二級デジタル通信）
4	1・2・3・4・5	デジタル技術検定 1 級
2	1・2・3・4・5	〃 2 級
1	1・2・3	〃 3 級
4	1・2・3・4・5	知的財産管理技能検定 2 級
1	1・2・3・4・5	〃 3 級

ロ 電気電子コース、マテリアルコース、機械システムコース、情報と創造コース、応用科学コース
(左記4コースから転コースした者)

単位数	対 象 学 年	試 験 等 名
4	1・2・3・4・5	情報処理安全確保支援士試験
4	1・2・3・4・5	応用情報技術者試験
2	1・2・3・4・5	情報セキュリティマネジメント試験
2	1・2・3・4・5	基本情報技術者試験
1	1・2・3	I Tパスポート試験
2	1・2・3・4・5	CG-ARTS 検定、下記検定のエキスパート
1	1・2・3・4・5	CG-ARTS 検定、下記検定のベーシック

		CG クリエータ検定、Web デザイナー検定 CG エンジニア検定、画像処理エンジニア検定 マルチメディア検定から <u>4 単位まで</u>
2 1	1・2・3・4・5 1・2・3・4・5	カラーコーディネーター検定 アドバンスクラス 〃 スタンダードクラス
4 2 1	1・2・3・4・5 1・2・3・4・5 1・2・3・4・5	色彩検定 1 級 〃 2 級 〃 3 級
2	1・2・3・4・5	大気関係公害防止管理者 第 1 種～第 4 種の何れか一つ
2	1・2・3・4・5	水質関係公害防止管理者 第 1 種～第 4 種の何れか一つ
3 1	4・5 1・2・3・4・5	危険物取扱者(甲種) 危険物取扱者(乙種) 第一類～第六類のうち 2 つ毎
1	1・2・3・4・5	毒物劇物取扱責任者
4 3	1・2・3・4・5 1・2・3・4・5	電気主任技術者試験 第二種以上 電気主任技術者試験 第三種
4 2	1・2・3・4・5 1・2・3・4・5	総合無線通信士試験 一級 〃 二級
4 2 1	1・2・3・4・5 1・2・3・4・5 1・2・3・4・5	陸上無線技術士試験 一級 〃 二級 陸上特殊無線技士試験 一級
4 4	1・2・3・4・5 1・2・3・4・5	電気通信主任技術者試験 (伝送交換主任技術者) 〃 (線路主任技術者)
2 1	1・2・3・4・5 1・2・3・4・5	第一種電気工事士試験実技試験 第一種電気工事士試験筆記試験
1 1	1・2・3・4・5 1・2・3・4・5	第二種電気工事士試験実技試験 第二種電気工事士試験筆記試験
4 3 3 1 1	1・2・3・4・5 1・2・3・4・5 1・2・3・4・5 1・2・3・4・5 1・2・3・4・5	工事担任者試験 (総合通信) 〃 (第一級アナログ通信) 〃 (第一級デジタル通信) 〃 (第二級アナログ通信) 〃 (第二級デジタル通信)
4 2 1	1・2・3・4・5 1・2・3・4・5 1・2・3・4・5	ラジオ音響技能検定 1 級 〃 2 級 〃 3 級
4 2 1	1・2・3・4・5 1・2・3・4・5 1・2・3	デジタル技術検定 1 級 〃 2 級 〃 3 級
4 4 4	1・2・3・4・5 1・2・3・4・5 1・2・3・4・5	環境計量士 (濃度関係) 環境計量士 (騒音・振動関係) 一般計量士
4 1	1・2・3・4・5 1・2・3・4・5	知的財産管理技能検定 2 級 〃 3 級

ハ 建築デザインコース、応用科学コース (左記コースから転コースした者)

単位数	対 象 学 年	試 験 等 名
4	1・2・3・4・5	情報処理安全確保支援士試験

4	1・2・3・4・5	応用情報技術者試験
2	1・2・3・4・5	情報セキュリティマネジメント試験
2	1・2・3・4・5	基本情報技術者試験
1	1・2・3	I T パスポート試験
2	1・2・3・4・5	CG-ARTS 検定、下記検定のエキスパート
1	1・2・3・4・5	CG-ARTS 検定、下記検定のベーシック CG クリエータ検定、Web デザイナー検定 CG エンジニア検定、画像処理エンジニア検定 マルチメディア検定から <u>4 単位まで</u>
2	1・2・3・4・5	カラーコーディネーター検定 アドバンスクラス
1	1・2・3・4・5	〃 スタンダードクラス
4	1・2・3・4・5	色彩検定 1 級
2	1・2・3・4・5	〃 2 級
1	1・2・3・4・5	〃 3 級
2	1・2・3・4・5	大気関係公害防止管理者 第 1 種～第 4 種の何れか一つ
2	1・2・3・4・5	水質関係公害防止管理者 第 1 種～第 4 種の何れか一つ
1	1・2・3・4・5	危険物取扱者(乙種) 第一類～第六類のうち 2 つ毎
2	1・2・3・4・5	測量士補
2	1・2・3・4・5	宅地建物取引士試験
4	1・2・3・4・5	福祉住環境コーディネータ検定 1 級
2	1・2・3・4・5	〃 2 級
1	1・2・3・4・5	〃 3 級
2	1・2・3・4・5	電気主任技術者試験 第三種
2	1・2・3・4・5	第一種電気工事士試験実技試験
1	1・2・3・4・5	第一種電気工事士試験筆記試験
2	1・2・3・4・5	第二種電気工事士試験実技試験
1	1・2・3・4・5	第二種電気工事士試験筆記試験
4	1・2・3・4・5	デジタル技術検定 1 級
2	1・2・3・4・5	〃 2 級
1	1・2・3	〃 3 級
4	1・2・3・4・5	環境計量士(騒音・振動関係)
4	1・2・3・4・5	一般計量士
4	1・2・3・4・5	知的財産管理技能検定 2 級
1	1・2・3・4・5	〃 3 級
4	1・2・3・4・5	インテリアプランナー
3	1・2・3・4・5	アソシエイト・インテリアプランナー

他 の 教 育 施 設 に お け る 学 修 許 可 願

〇〇 年 月 日

仙台高等専門学校長 殿

所 属
学 年
学籍番号
氏 名

類・コース・専攻
年

第 1 4 条
仙台高等専門学校学則
第 1 5 条

の規定により他の教育施設における学修を受けたいので、下記の

とおり申請します。

記

1. 教育施設の名称				
2. 学修期間	年 月 日～ 年 月 日			
3. 学修日・時間				
4. 学修科目及び単位数	科目名		単位数	単位
5. 学修目的				
6. 添付書類				

他の教育施設における学修について（通知）

〇〇 年 月 日

所 属 類・コース・専攻
学 年 年
学籍番号
氏 名

仙台高等専門学校長

第 1 4 条
仙台高等専門学校学則 の規定に基づく他の教育施設における学修について、下記のとおり通知します。

第 1 5 条

記

※ 可・否
(否の事由：)

1. 教育施設の名称				
2. 学修期間	年 月 日～ 年 月 日			
3. 学修日・時間				
4. 学修科目及び単位数	科目名		単位数	単位
5. 学修目的				
6. 添付書類				

他の教育施設における学修において修得した単位等に係る単位認定申請書

〇〇 年 月 日

仙台高等専門学校長 殿

所 属 類・コース・専攻
学 年 年
学籍番号
氏 名

第 1 4 条

仙台高等専門学校学則 の規定により単位の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

第 1 5 条

記

単位の修得等を行った大学等	単位の修得等を行った時期	添付する書類
	年 月 日～ 年 月 日	1 成績証明書 2 シラバス (写) 3 合格通知書 (写) 4 その他

認定を希望する授業科目			他の教育施設における学修において修得した単位等			
区分	授業科目名	単位数	授業科目名	単位等	評価等	備考

(記載上の注意)

右欄に記載する授業科目に対応させて左欄の認定を希望する該当授業科目の科目区分（一般・専門の別）、授業科目名及び単位数を記載してください。

他の教育施設における学修において修得した単位等に係る単位認定通知書

所 属 類・コース・専攻
学 年 年
学籍番号
氏 名 殿

記

認定する授業科目				認定の基礎となった単位等			
区分	授業科目名	単位	評価	授業科目名	単位等	評価等	備考

第 1 4 条
仙台高等専門学校学則 の規定に基づき、上記のとおり仙台高等専門学校において
第 1 5 条
修得又は履修したものとみなし単位を認定する。

〇〇 年 月 日
仙台高等専門学校長

単位の修得等を行った大学等	単位の修得等を行った時期
	年 月 日～ 年 月 日